



# 熊本県公報

第11954号

平成22年10月26日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（不知火町加入区）	（団体支援総室） 1
○指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者支援課） 1
○指定居宅サービス事業者の指定	（ " ） 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 2
○指定居宅サービス事業者の指定	（ " ） 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 2
○天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更の許可	（市町村総室） 2
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課） 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 3
○道路の区域変更	（道路保全課） 3
○道路の区域変更	（ " ） 3
<b>公 告</b>	
○基本測量の実施	（監理課） 4
○天草地域森林計画の樹立に係る計画案の公告・縦覧	（森林整備課） 4
○地域森林計画の変更に係る計画案の公告・縦覧	（ " ） 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催	（熊本県環境基本指針・計画検討委員会） 4

## 告 示

### 熊本県告示第976号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称  
不知火町加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
宇城市不知火町松合2873番地 浦中 政春  
宇城市不知火町松合426番地1 奥村 金次郎  
宇城市不知火町松合6番地5 田上 登
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
松合漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成22年10月26日から平成22年11月9日まで
- 5 縦覧場所  
松合漁業協同組合

### 熊本県告示第977号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所万葉 八代市出町六号45番2	株式会社万葉福祉会	平成22年10月16日

**熊本県告示第978号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション万葉 八代市出町六号45番2	株式会社万葉福祉会	平成22年10月16日

**熊本県告示第979号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション万葉 八代市出町六号45番2	株式会社万葉福祉会	平成22年10月16日

**熊本県告示第980号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス小春日和 熊本市武蔵ヶ丘三丁目11番20号チプリアビル	株式会社さくら	平成22年10月18日

**熊本県告示第981号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス小春日和 熊本市武蔵ヶ丘三丁目11番20号チプリアビル	株式会社さくら	平成22年10月18日

**熊本県告示第982号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年10月4日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成22年10月14日付けで許可した。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第983号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム 稔の里 熊本市城南町六田535番地	株式会社 心豊	平成22年10月19日

熊本県告示第984号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム 稔の里 熊本市城南町六田535番地	株式会社 心豊	平成22年10月19日

熊本県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年10月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡苓北町都呂々字八久保 2135番3地先から 同所 2135番1地先まで	前	14.5 ～ 20.0	88.9	活力基盤防災 (落石防護工)
			後	18.0 ～ 25.0		

2 区域を変更する期日 平成22年10月26日

熊本県告示第986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年10月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 1582番1地先から 同村大字江代字平 1580番1地先まで	前	5.7 ～ 10.0	73.5	地基創 防災 (法面 保護工)
			後	10.8 ～ 23.0		
		球磨郡水上村大字江代字平 1576番1地先から 同所 1576番7地先まで	前	5.4 ～ 20.4	93.0	
			後	15.8 ～ 24.1		

2 区域を変更する期日 平成22年10月26日

**公 告**

**熊本県公告第590号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地理識別子整備業務）	平成22年10月15日から平成23年3月26日まで	熊本市

**熊本県公告第591号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、平成22年10月27日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類 天草地域森林計画書（案）
- 縦覧期間 平成22年10月27日から平成22年11月25日まで
- 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

**熊本県公告第592号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更する必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、平成22年10月27日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成22年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類 白川菊池川地域森林計画変更計画書（案）、緑川地域森林計画変更計画書（案）及び球磨川地域森林計画変更計画書（案）
- 縦覧期間 平成22年10月27日から平成22年11月25日まで
- 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地区振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課、熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県上益城地域振興局農林部林務課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

**登 載 依 頼**

**熊本県環境審議会公告第5号**

第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年10月26日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会  
委員長 矢野 隆

- 開催日時 平成22年11月2日（火） 午前10時00分から正午まで
- 開催場所 県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 議題
  - 第三次環境基本指針・第四次環境基本計画（素案）について
  - 地球温暖化対策推進計画（素案）について
- 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）

（電話096-383-1111 内線7322）